

## 令和4年第4回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和4年12月15日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第 3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書  
議第141号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について  
議第142号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について  
議第143号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について  
議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第157号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議第158号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議第159号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 4 出席委員(6名)  
2番 富 樫 雅 男 君                      3番 鈴 木 好 彦 君  
4番 稲 葉 久美子 君                      5番 木 村 貞 雄 君  
6番 鈴 木 一 之 君                      7番 長谷川 孝 君
- 5 欠席委員(1名)  
1番 菅 井 晋 一 君
- 6 委員外議員(1名)  
上 村 正 朗 君
- 7 傍聴議員(3名)  
高 田 晃 君                      小 杉 武 仁 君                      大 滝 国 吉 君
- 8 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 9 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 10 説明のため出席した者  
副 市 長                      忠 聡 君  
税 務 課 長                      大 滝 慈 光 君  
同課収納対策室長                      東海林 肇 君  
市 民 課 長                      板 垣 敏 幸 君  
同課市民年金室長                      小 川 一 幸 君  
同課生活人権室長                      前 川 龍 也 君  
同課自治振興室長                      佐 藤 克 也 君  
環 境 課 長                      瀬 賀 豪 君  
同課生活環境室長                      本 間 研 二 君  
保 健 医 療 課 長                      押 切 和 美 君  
同 課 課 長 補 佐                      志 田 淳 一 君  
同 課 国 保 室 長                      林 洋 一 君  
同 課 健 康 支 援 室 長                      船 山 幸 文 君  
同 課 健 康 支 援 室 主 幹                      田 中 加 代 子 君  
同 課 健 康 支 援 室 副 参 事                      齋 藤 健 一 君

介護高齢課長	大滝 きくみ 君
同課高齢者支援室長	川村 勇治 君
同課高齢者支援室副参事	渋谷 直人 君
同課地域包括支援センター長	五十嵐 文 君
同課介護保険室長	高橋 洋一 君
同課介護保険室副参事	近藤 知子 君
福祉課長	木村 静子 君
同課福祉政策室長	石田 浩二 君
こども課長	中村 豊昭 君
同課子育て政策室長	高橋 朗 君
同課子育て支援室長	山田 昌実 君

11 議会事務局職員

局長	内山 治夫
書記	菅井 洋子

(午前10時00分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、請願第3号について請願者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(長谷川 孝君)請願者(村上民主商工会 会長 竹内喜代嗣氏)を入室させる。

**日程第1** 請願第3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書を議題とし、紹介議員(上村正朗君)から補足説明を受けた後、請願者(村上民主商工会 会長 竹内喜代嗣氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

上村 正朗 皆さん、おはようございます。本請願の紹介議員の上村正朗である。請願第3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書の補足説明をさせていただく。請願の趣旨については本会議で説明させていただいたし、また請願者が趣旨説明においでなので、私からの補足は手短かに終わらせたと思う。インボイス制度は、年間売上げが少ない小規模事業者にとって、納税の事務負担や納税の負担が大きい苛酷な制度だというふうに考える。小規模事業者の経営と生活を守るために新型コロナウイルス感染症や物価高騰が収束するまでは制度の実施延期を、その間制度の見直しを行い、制度の見直しの結果や経済の状況によっては制度中止の判断が必要だと考えている。市民厚生常任委員会の皆様には、請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜ることをお願い申し上げて、紹介議員からの補足説明とさせていただく。どうぞよろしく願いいたす。ありがとうございました。

委員長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。  
（午前10時04分）

---

委員長（長谷川 孝君） 再開を宣する。  
（午前10時26分）

（審 査）

長谷川委員長 これから審査に入る。初めに自由討議を行う。自由討議はないか。

（自由討議）

木村 貞雄 今ほど請願者から地元、特に農村部とか、あるいは小売業者とか、そういったダメージを与えることを聞いたわけだけれども、同僚議員からはそういった国際的なこと、財政の面なので、これ国際的な財政というものは非常に難しい話なので、そこの中には政治力もかかっているし、その一こまだけを論ずるということは私ほうまかないと思う。とにかく地元のこれだけダメージを与える、特に物価上昇で、特に農家なんか物すごく、肥料なんか2倍以上に上がっている状況だし、私はこの請願には賛成するつもりだ。以上である。

長谷川委員長 賛成、反対は討論の後だ。  
稲葉久美子 新聞等の記事というような形でしか知ることができなくて、本当に当事者ではないから、ちょっと分からないのだけれども、ただインボイス制度の話については前から出てきているということは確かだ。ただ、今この時期に、コロナ禍で、しかも物価がすごく上がっているという状況の中では、日本の商工会議所でも、全国的な組織でも、今はやるべきでないというふうに言っていると思う。要請していると思う。そういう意味で延期、その中でまた検討する時期があってもいいのではないかといいうふうにも思うし、当面延期も含めて、私は賛成したいと思う。

長谷川委員長 賛成、反対は言わないでくださいと言っているでしょう。

（討 論）

鈴木 好彦 本請願に対する賛成の立場から私の考えを述べさせていただきけれども、日本の国における法律の下で平等であるということは大原則だと思うのだ。これは本則で大事なことだと思うのだ。ただ、先ほどの説明の中でもあったとおり、大企業におけるこの制度を維持するコスト、人件費というのはコストとか手間とかというのと、零細企業、小企業におけるこの制度を維持するためのコスト、手間とか、これは比率的に大きな違いが出ているわけだ。その辺について何ら考慮されていないという現状であれば、これをそのままこの制度を原則どおりに、本則どおりに動かすというのにはちょっと疑問あるし、今国民はコロナの下で非常に疲弊している。それから、物価の値上がりもすごい勢いで高騰している中で、今この制度を発行させるべきかということについて非常に疑念を持つので、もう少し先にいってでもいいのではないかという立場から、請願に対して賛成という立場を表明する。以上だ。

木村 貞雄 私も同じくこの請願に賛成の意味で言わせてもらおう。今の岸田政権だけれども、それこそ総理の周辺というか、親戚みんな優秀な方で、東大出で、それで財務省に入っているけれども、本人が一番頭が悪いそうで、入れなかったのが、財務省というのは国民から税金を取ることだけ考えている財務省なのだよ。それで、私もいろ

いろと勉強したのだけれども、大蔵省から財務省に切り替わったときに、第何条だかちょっと忘れたのだけれども、財政再建という言葉、一言入れたそうなのだ。ところが、その抽象的な言葉はどっちにも取られるということで、今経済の先生方が2つに分かれているのだけれども、厳しく歳出を求めるのだけが財政再建でないのだよね。それで、先ほども同僚委員からいろいろよその国のことも出たけれども、国連で日本だけがプライマリーバランス、基礎的財政収支という言葉が入っているだけで、そっちのほうに財務省はやらなければならないということで一生懸命になって、NHKなんかでも国民の借金なんていう、とんでもないことを言っているのだ。だから、議員もそういうことを全て勉強して言わないと、一こまだけを言ってどうのこうのというのではなくて、やはり私は今のこの時期にこういう消費税に関わる問題、また今の岸田総理は最近防衛力の関係で税金を上げているのだよね。それも防衛費の細かいところまで決めないうちにそういった消費税とかの増税を考えているということで、この時期に国民の皆さんが皆困っているときに上げるということは、私はどうしてもそういうことできないので、この請願には賛成する。以上である。

富樫 雅男

先ほどから物価高騰の時期でもあるだとか、コロナ禍であってとかという話が出てくるのだけれども、それはもう全く別の次元の議論だと思うのだ。それはそれでまたいろんな救済策を出されているし。私は、それよりも先ほど委員長からも、請願者の方からも、大分長い間これが議論されてきたと。それで、なおかつもう来年の10月からになった今の時点で、果たしてそれについてどうのこうのと今言うべきことなのかなと。恐らく商工会、各税務署なんかでも説明会をやったりして、機運、制度の浸透を図っているという段階なのだ。さらに、そのところでいろいろな要望なんかも受けて、それを恐らく上のほうに上げている段階だと思う。私は、そういうことでこれからいろいろな改善が図られていくのだろうと、あと1年弱で改善が図られていくのだろうということを期待している。そういう意味では、今ここで中止まで言い出すということについては反対という意見だ。

鈴木 一之

私も今のインボイス制度の実施時期の延期もしくは中止を求めるといふことの意見書の内容から考えてみると、中止だということによって一概に言われてしまうと、今政府でもいろいろそれに対しての制度の中で、これからその部分もいろいろと控除できるところとか、今実施して、インボイスの発行をして課税事業者となったところに対しては、消費税を新たに納めることを選んだ小規模事業者に対しては、2023年度の10月から3年間、納税額をお客様から受け取った消費税の2割を軽減するなどの方針も国としても今固めつつあるというような状況であって、この制度自体がもっと、消費者もあって、事業者があるわけであって、日々の消費税、それも財源がやはりそこで目的税等々の関わりの中でこれが有効にされてきてと、その点を考えると、本当にこの制度はすっきりした形の中で事業者が納付する消費税を正確に把握するためのインボイス、適格請求書という制度であるので、その点も踏まえて、いろいろと今の進んでいる政府の在り方、その中ででも検討をしていきながら、皆様に対して重税という格好でなくて、それを皆さんに還元できるような環境づくりをしていくという趣旨であるので、私は今インボイス制度の実施延期もしくは中止というこの意見書に対しては反対の気持ちである。以上だ。

以上で審査を終結し、自由討議及び討論の後、起立による採決を行った結果、請願第3号は、起

立多数にて採択すべきものと決定した。

委員長（長谷川 孝君）暫時休憩を宣する。  
（午前10時37分）

委員長（長谷川 孝君）再開を宣する。  
（午前10時45分）

**日程第2** 議第141号 村上市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（税務課長 大滝慈光君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）  
税務 課長

おはようございます。それでは、議第141号 村上市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。議案と併せて新旧対照表は67ページとなる。今回の改正では、第78条の種別割の減免、そして第79条の身体障がい者等の種別割の減免、この2条についての改正である。いずれも改正内容は同様である。第78条については、公益のために直接専用する軽自動車、これは市の車、庁用車である。そして、もう一つは社会福祉法人等が使用する軽自動車、これの種別割が78条に該当する。79条については、身体障がい者等ということで、身体障がい者などが運転する軽自動車、そして民間の事業者が使用する構造変更の車両、車椅子を移動するときに使う介護事業所が使用する軽自動車、これが該当する。その経緯、内容についてあるが、軽自動車税の種別割については、毎年5月末日、5月31日が納期限である。軽自動車税を減免する場合は、現行制度では納期限の7日前ということで、5月24日までに市に減免申請書を提出しなければならないという規定がある。このたびの改正では、第78条及び第79条に規定する軽自動車等ということで原付バイクも含まれているが、それについては申請者が毎年毎年申請書を市に提出するという規定であり、この毎年毎年障がい者等が来る、その負担を軽減したいということで、今回の改正では承認通知書の内容、その内容については車両本体、運転者、障がい者が運転できない場合もあり、介護者が運転している場合もある。その運転者、あるいは障がいの程度、運転免許の有効期間などが変更がなければ、当初の承認通知書の内容に変わりがなければ、毎年毎年来なくてもいいと、申請書の提出を省略したいという内容である。なぜこういう改正かということと、このタイミングかということについては、実は今年の3月に身体障がい者の方が窓口に来られた。毎年毎年来て、その方は下肢に不自由のある方で、両脇に松葉づえをつけて、市役所来るのも本当に容易でない。こういうのは何とかならないものだろうか。県の自動車税は3年ごとに更新には行かなければならないけれども、毎年毎年申請なんか行っていないよということで、いやいや申し訳なかった。現行規定も読んだ。規定ない。今のところはそういうことで、減免は毎年毎年来てもらっているのだけれども、来年の、要は令和5年度に向けて制度設計をさせてもらおうということをお願いしてこの方に納得をしていただき、かなり切実な訴えだったので、本当に申し訳なかったということで、もう本当によく思いは伝わったということで、来年、そのときまたまた第1回定例会の会期中だったので、4月1日の施行には間に合わず、今回だけ頼むというお願いを申し上げて、令和5年度にはぜひともということで今回こういうふうに制度設計をするに至った。よろしく願いいたす。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第141号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 3** 議第142号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 板垣敏幸君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

市民 課長 それでは、議第142号である。議第142号は、村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末と呼ばれる多機能端末機を自ら操作して、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードにより住民票等の証明書を取得するコンビニ交付を開始することに併せて、コンビニ交付による諸証明の交付手数料を減額しようとするものである。これは、コンビニ交付による諸証明の交付場所と交付時間の拡大により市民の利便性の向上が図られるとともに、マイナンバーカードの普及促進につながるものであり、令和5年2月15日からの開始を予定している。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第142号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 4** 議第143号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 板垣敏幸君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

市民 課長 それでは、議第143号である。議第143号は、村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてである。本条例では、顔写真付住民基本台帳カードの利用促進を図ることを目的として、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときに印鑑登録証に代

えて顔写真付住民基本台帳カードを添えることで交付を行うこととできることとしている。マイナンバーカードの普及促進を図る観点から、マイナンバーカードを添えることで交付を行うことができるよう条文を追加するものである。また、令和5年2月15日から開始をするコンビニ交付において、印鑑登録証明書を交付できるようにするため、併せて必要な改正を行うものである。以上だ。

(質 疑)

木村 貞雄 前の条例もそうだけれども、2月15日から施行するという、その意味を教えてください。

市民 課長 こちらのほうは手続の関係等と今コンビニ交付を開始するというで色々準備を進めていて、開始をするタイミングというのが月に1回ずつ決まっていて、村上市としては準備が整うのが2月というようなことで、その開始日が2月15日ということで、相手方のほうのシステム側の業者さんとのやり取りの関係で15日というようなことで決まっているものだ。

鈴木 好彦 来年からこれが制度スタートということだけれども、システムがスタートということだけれども、現行、印鑑証明も登録してあると。それから、マイナンバーカードも既に受け取ってあると。この2つがあれば、そちらに移行できるという考えでいいか。

市民 課長 まず、コンビニ交付の場合については、先ほどそちらのほうにもあるように住民票とか戸籍の謄抄本のほかに印鑑証明書もコンビニ交付で取れるよというようなことであるので、マイナンバーカードを持って要はコンビニ、市内で出せるところ決まっているけれども、そちらのほうに行って交付を受けることもできるし、当然市役所それから支所の窓口のほうに印鑑登録証明書を持っていく、もしくはマイナンバーカードを持って行って登録証明書を交付を受けることができるということで、交付を受ける場所が広がるということであるし、コンビニ交付の場合は時間のほうも広がるので、そういう意味では利用者の利便性の向上に資するというように考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程 第 5** 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、村上市養護老人ホームやまゆり荘に係る指定管理者の指定について、公募によらず、現在の指定管理者である社会福祉法人阿賀北福祉会に限定指定しようとするものである。指

定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間である。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、指定管理及び運営の提案要旨等については、指定管理者の指定に係る資料をお示しいたしたので、併せてご参照をお願いいたします。以上、よろしくをお願いいたします。

(質 疑)

木村 貞雄

今ほどの説明資料の関係なのだけれども、3ページの真ん中から下辺りで地域のニーズ、実情に応じた幅広い受入れができる体制整備についても検討していくと書かれているのだけれども、今までのやまゆり荘というのは2人部屋で、かなり以前からそういう問題が指摘されて、やはり気の合わない人が入ると、その辺で面倒なことがあって、大変職員の方も苦労しているし、その辺の体制はどんなふうを考えているか。

介護高齢課長

やまゆり荘は、現在2人部屋が中心として入所をさせていただいているが、現在利用者の人数が減ってきていて、できるだけ2人部屋のところに1人入れるような体制にしているが、同室者で気の合わないとかというような方が現在いた場合は、やはりちょっと部屋を替えたりだとか、そのように対応している。今後施設のほうについては老朽化のほうが進んでいるということで、今公共施設マネジメントプログラムのほうでも検討しているが、今後改修、新設となれば1人部屋のほうに移行していきたいと思っている。

木村 貞雄

もう一点は、前の人件費とか比較してみないのだけれども、最近看護師が欲しいというようなことを、前からこれあったのだけれども、そういった点はどんなふうに対応しているか。今までは1人で大変だったのだけれども、その辺について伺います。この計画のあれは。

介護高齢課長

養護老人ホームについては、基本介護が必要のない方ということでの入所の基準等になっているが、年々時間を経過することで、少し介護が必要になったり、看護が必要になる方がいらっしゃるけれども、そこについては本当看護、医療の部分が非常に重くなってくる場合は、やはり養護老人ホームというところについては生活をする場ということで、次の本人の状態に合わせたところに申請をする、本人の状態に合ったところに移っていただくとかというような対応を取っている。人数、看護職、1名ではあるけれども、現在のところは対応はできていると思っている。

木村 貞雄

その辺でよそへ行く検討というのものもあるのだけれども、このやまゆり荘の一番の利点というのは、所得によって何段階もあって、ほかの施設より利用料金が物すごく安いところが一番いい点なので、そういったことに関して、よその施設に移動となると、やはりそういう金銭面の問題が出てくるので、その辺を丁寧に利用者との相談しながらやってもらいたいと思うけれども、その辺はいかがか。

介護高齢課長

やまゆり荘の入所に関しては対象者として経済的な理由ということで入所される方がいらっしゃる。状態の悪化によって介護が必要な方については、やはりその人のもちろん所得、経済状況も併せた形で、本人にとって一番いい施設のほうに紹介または移っていただいたりしている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)



(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第157号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第157号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ54億9,140万円とするものだ。補正の内容としては、7P、8Pを御覧ください。5款1項1目保険給付費等交付金、説明欄1、保険者努力支援分487万9,000円の減額については、当初市独自で実施予定であった健診未受診者対策事業について、県のヘルスアップ事業のモデル市町村に指定されたことにより不要となり、減額するものだ。続いて、7款1項1目一般会計繰入金12万2,000円の減額は、説明欄1から5の額の確定によるものだ。8款1項2目その他繰越金は、前年度繰越金より110万1,000円を計上いたしました。続いて、歳出になるが、9P、10Pを御覧ください。1款1項1目、説明欄1、一般管理職員人件費444万2,000円は職員の人事異動に伴う調整によるものだ。4款1項1目、説明欄1、保健事業経費は、先ほども説明したとおり、県のヘルスアップ事業のモデル市町村に指定されたことによる減額によるものだ。7款1項1目、説明欄1、一般被保険者保険税還付金120万円の増額は、遡りで社会保険加入者が増加したことにより、還付金の不足分を増額するものだ。7款1項5目、6目、7目については、令和3年度の精算などに伴う返還金だ。8款1項1目、説明欄1、予備費4万3,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものだ。以上だ。

(質 疑)

木村 貞雄 歳出のところなのだけれども、歳出の9P、10Pの保健事業経費の委託料、これ健診未受診者対策事業委託料なのだけれども、これ昨年度もたしかまるっきり減額で、今回も当初予算全額減額なのだけれども、その辺についてお伺いする。

保健医療課長 一応県のモデル事業に申し込んではいえるのだけれども、採用されるかどうか、やっぱり応募者が多いとそこでの採用になるので、一応こちらのほうの予算でも上げておいて、もし県が落とされた場合、こちらを活用して未受診者対策の事業を行う予定となっている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による

採決を行った結果、議第157号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第7** 議第158号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 続いて、議第158号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明いたす。歳入歳出予算の総額にそれぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億460万円とするものだ。7P、8Pを御覧ください。歳入では、3款1項1目一般会計繰入金184万6,000円は、保険基盤安定繰入金と職員人件費の確定によるものだ。4款1項1目5万4,000円は前年度繰越金を計上いたした。続いて、9P、10P歳出について説明いたす。1款1項1目、説明欄1、一般管理職員人件費は職員の異動によるものだ。2款1項1目182万5,000円は、保険基盤安定負担金の金額確定によるものだ。6款1項1目予備費5万4,000円は、歳入歳出の調整によるものだ。以上だ。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第158号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第159号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第159号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたす。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億30万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,310万円にしようとするものである。初めに、7P、8Pを御覧ください。歳入では、歳出の職員人件費及び施設介護サービス給付費の増減に伴い、国支払基金、県、市の負担割合を調整したものである。4款国庫支出金、1項1目、説明欄1、介護給付費負担金2,000万円の減額、2項1目、説明欄1、介護給付費調整交付金700万円の減額だが、施設介護サービス給付費の決算見込みを基に減額しようとするものだ。3目、説明欄1、地域支援事業交付金121万2,000円の減額だが、職員人件費の調整による減額だ。5款支払基金交付金、1項1目、説明欄1、介護給付費交付金2,700万円の減額、6款県支出金、1項1目、説明欄1、介護給付費県負担金1,250万円の減額だが、施設介護サービス給付費の決算見込みを基に減額するものだ。6款2目、説明欄1、地域支援事業交付金60万7,000円の減額だが、職員人件費の調整による減額である。8款繰入金、1項

1目、説明欄1、介護給付費繰入金1,250万円の減額だが、こちらも施設介護サービス給付費の決算見込みを基に減額するものだ。3目、説明欄1、地域支援事業繰入金60万7,000円の減額だが、職員人件費の調整による減額である。4目、説明欄1、事務費等繰入金284万8,000円の追加だが、職員人件費及び予備費による調整だ。2項1目、説明欄1、介護保険給付等準備基金繰入金2,172万2,000円の減額だが、施設介護サービス給付費の減額と職員人件費の調整によるものだ。次に、9P、10Pを御覧ください。1款総務費、1項1目、説明欄1、一般管理職員人件費280万7,000円の追加だが、一般管理費人件費の調整による増額である。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費であるが、保険給付費の決算見込みを基に財源の組替えを行うもので、増減はゼロであった。5目、説明欄1、施設介護サービス給付費1億円の減額であるが、今年度、旧瀬波病院が医療病床から介護医療院への病床転換があり、施設介護サービス給付費を増額したが、利用者数が見込みよりも少なかったことから、実績と今後の決算見込みを基に減額するものだ。3款地域支援事業費、3項1目、説明欄1、総合相談事業職員人件費286万9,000円の減額であるが、職員の人件費の調整だ。3目、説明欄1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業職員人件費278万7,000円の追加だが、こちらも職員の人件費による調整だ。11P、12Pを御覧ください。5目、説明欄1、生活支援体制整備事業職員人件費306万6,000円の減額だ。7款予備費、1項1目、説明欄1、予備費4万1,000円の追加だが、予算調整によるものだ。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第159号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午前11時15分)